

### 第3 検察審査会の事件の処理状況

- (注) 1 「建議・勧告」は件数建てによる事件数であり、その他はすべて被疑者数による延べ人員である。
- 2 「施行以来総計」の新受の「申立てによるもの」のうち41,354人並びに既済の「不起訴不当」のうち10,106人及び「その他(審査打ち切り・申立却下・移送)」のうち31,248人は、東京第一検察審査会の政治資金規正法(量的制限)違反事件関係である(平成4年及び平成5年新受、平成5年既済)。
- 3 「施行以来総計」の百分比は、新受合計及び既済合計に対する新受及び既済の各内容別の比率である。
- 4 「第二段階の審査」は、平成21年5月21日に施行された改正検察審査会法により新設された手続であり、「開始」は、同日以降に起訴相当の議決がなされた事件について、検察審査会法41条の2第1項の通知を受け、又は、同第2項の期間が経過した人員である。
- 5 「起訴議決に至らず」には検察審査会法41条の3による場合その他の事由により審査を終了させた人員を含む。

事 項	審 査 事 件								第二段階の審査				建 議 ・ 勧 告	
	新 受			既 済					未 済	開 始	既 済			未 済
	申 立 て に よ る も の	職 権 に よ る も の	合 計	起 訴 相 当	不 起 訴 不 当	不 起 訴 相 当	そ の 他 ( 審 査 打 切 り ・ 申 立 却 下 ・ 移 送 )	合 計			起 訴 議 決	起 訴 議 決 に 至 ら ず		
昭和 24年	317	50	367	37	2	210	54	303	64					26
35	1,697	145	1,842	68	52	1,365	296	1,781	932					8
45	2,004	466	2,470	20	127	1,500	510	2,157	1,395					7
55	1,475	269	1,744	6	87	1,863	267	2,223	1,075					1
平成 2年	1,114	162	1,276	1	36	871	318	1,226	699					0
12	1,765	115	1,880	3	105	1,468	373	1,949	800					2
22	2,273	31	2,304	10	149	1,764	397	2,320	820	4	6	1	1	0
令和 2年	2,116	25	2,141	11	104	1,400	227	1,742	995	5	1	3	1	0
3	3,835	27	3,862	140	242	2,821	308	3,511	1,346	0	0	1	0	0
4	4,041	45	4,086	30	137	2,555	1,683	4,405	1,027	28	0	1	27	0
5	2,705	30	2,735	5	69	2,153	255	2,482	1,280	0	1	26	0	0
6	2,462	18	2,480	8	83	2,378	401	2,870	890	5	0	1	4	0
施行以来 総計	(92.8) 179,325	(7.2) 13,980	(100.0) 193,305	(1.4) 2,616	(8.7) 16,805	(60.5) 116,325	(29.5) 56,669	(100.0) 192,415			65	16	45	545